

きたぎんデビットカード取引規定

第1条（適用範囲）

次の各号のうちいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）について発行した当行のキャッシュカード（代理人カードを含みます。）その他当行所定のカード（以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金払戻し（総合口座取引規定に基づく当座貸越を含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取り扱います。

日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）

規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または、個人。

規約を承認のうえ、協議会に任意組合登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人。

第2条（利用方法等）

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡した上加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的としてカードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことは出来ません。
 - 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合。
 - 1日あたりのカードの利用金額が、当行が定めた範囲を越えた場合。
 - 1回あたりのカード利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を越え、または最低限度額に満たない場合。
 - 購入する商品または提供を受ける役務が、加盟店がデビットカード取引を行うことができないものと定めた商品または役務に該当する場合。
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超えた場合。
 - 当行所定の回数を越えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合。
 - カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合。
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引はできません。
- (6) カードによるデビットカード取引をご希望されない場合は、当行所定の方法によりデビットカード取

引停止の手続を行って下さい。この手続を行ったときは当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条（デビットカード取引契約等）

前条第1項により暗証番号が入力されたときに、端末機に口座引落確認を表わす電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の払戻しによって支払う旨の契約（以下「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金払戻しの指図および当該指図にもとづいて払戻しされた預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金払戻しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第4条（預金の復元等）

- （1）デビットカード取引により預金口座の預金の払戻しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、無効または取消等により適法に解消された場合（売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して、払戻しされた預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、または当行に対して払戻しされた預金の復元を請求することもできないものとし、ます。
- （2）前項にかかわらず、当該デビットカード取引を行った加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して払戻しされた預金の復元を加盟店経由で請求し加盟店がこれを受けて端末から当行に取消の電文をデビットカード取引契約が成立した当日中かつ当行所定の時刻以前に受信した場合に限り、当行は払戻された預金の復元をします。加盟店経由で払戻しされた預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか、または加盟店にカードを引渡したうえ加盟店をして端末機に読み取らせて下さい。ただし、端末機から取消電文を送信することができないときは、預金口座の預金の復元はできません。
- （3）第1項または前項において払戻された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受け等、加盟店との間で解決してください。
- （4）デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、本条第1項から前項に準じて取扱うものとし、ます。

第5条（読替規定）

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定第7条中「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」と、同規定第7条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第9条「カードによる預入れ、払戻し金額等の通帳記入」とあるのは「カードによる預入れ、払戻し金額等およびデビットカード取引をした場合の通帳記入」と、同規定第10条1項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第15条中「預金機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとし、ます。

（注意）

貯蓄預金のキャッシュカード、カードローン専用のローンカード、法人カードは、本サービスをご利用いただけません。

以上